

れい わ ねん ど だい かい おお た く し ょ う し ゃ さ べ つ かい し ょ う し えん ち い き ぎ ょ う ぎ かい ぎ じ ょ う し
令和2年度 第2回大田区障がい者差別解消支援地域協議会 議事要旨

に ち じ れい わ ねん が つ に ち も く ご ご じ ぶ ん じ ぶ ん
日 時：令和3年1月28日（木）午後1時30分から3時00分まで

し ゅ っ せ き し ゃ あ ら き い い ん い し わ た い い ん か わ さ き い い ん か ん せ い い い ん き じ ま い い ん こ ぼ り い い ん
出席者：荒木委員、石渡委員、川崎委員、閑製委員、木嶋委員、小堀委員、

さ と う い い ん し む ら い い ん す な お か い い ん す ぎ や ま い い ん す ず き い い ん た か は し い い ん
佐藤委員、志村委員、砂岡委員、杉山委員、鈴木委員、高橋委員、

そ が い い ん な が お い い ん な が わ い い ん ほ り え い い ん ま つ も と い い ん み や ざ わ い い ん
曾我委員、長尾委員、名川委員、堀江委員、松本委員、宮澤委員、

み や た い い ん も ろ い し い い ん や ま だ い い ん よ し だ い い ん ご じ ゅ う お ん じ ゅ ん
宮田委員、諸石委員、山田委員、吉田委員（五十音順）

1 かい かい
1 開会

2 ふ く し ぶ ち ょ う あ い さ つ
2 福祉部長挨拶

3 かい ち ょ う あ い さ つ
3 会長挨拶

4 ぎ だい
4 議題

し ょ う し ゃ さ べ つ かい し ょ う ほう か か そ う だ ん じ ょ う き ょ う れい わ ねん ど か み はん き
(1) 障がい者差別解消法に係る相談状況について（令和2年度上半期）

し ょ う が い ふ く し す い し ん た ん とう か ち ょ う し り ょ う お よ し り ょ う も と せ つ め い
障害福祉サービス推進担当課長が資料2及び資料3に基づき説明

い し わ た かい ち ょ う い い ん み な さ ま い け ん う が が
(石渡会長) 委員の皆様にご意見をお伺いしたい。

ま つ も と い い ん し り ょ う せ い り ばん ご う ばん ち ょ う かく し ょ う か た と い あ わ
(松本委員) 資料1整理番号1番、聴覚障がいのある方からのお問合せにつ

いて、聴覚に障がいのある方は、相手に自分の意見や気持ち、言っている内容

がしっかりと伝わっているかというのを大変心配している。手紙やファクシミリ

等は即時返ってくるということがなかなかないので、聴覚の障がいのある方

は、今はメールやLINE等でやり取りすることが多い。今回対応していただいた区のホームページからのお問い合わせメールを使った方法というのは大変いいと思った。今後も区の聴覚に障がいのある方々には、区のホームページからのお問合せメールを使うように周知をするとさらによいと思う。

(宮田委員) この相談内容を見て、行政サービスの場面というのが4か所ある。

合理的配慮が周知徹底されていない行政サービスの場面であろうという相談があることが気になる。

(名川委員) どのような判断で障害者差別解消法の相談とカウントしているのか。例えば、障害者差別解消法に係る内容ではないと判断し、カウントしない場合がある。人口に比してあまりにも相談件数が少ないのではないか。

(障害福祉サービス推進担当課長) 相談に来られた方が、差別の事例だと捉えているかどうかを、私どもの基準として捉えカウントしている。

(福祉部長) 今回の行政サービスに対する相談内容は窓口での対応がほとんどで、区職員が障がいのある方に対して丁寧な対応をしていくために襟を正さなければならない。様々な研修の機会等を通して職員に周知をしているが、改めて取組を進めていく。

具体的には、窓口サービスガイドラインを現在、作成しており、年度内には区の全職員への配布を予定している。いろいろな障がいをお持ちの方、高齢者や外国の方も含めて、多様性に対応していくための取組を示している。次回までに、委員の皆様にもお示ししたいと思っている。

(名川委員) 他を見ているわけではないが、相談件数として多くはない。なぜ相談が出てこないのか検討いただきたい。

(石渡会長) 当事者団体の方たちが遠慮しないでどんどん発信していくことが、差別とは何かを考えるきっかけになると思う。

(志村委員) 例えば、知的障がいのある方は、自分が差別に遭っているかどうか分からない場合もある。積極的に吸い上げようと思うか、それとも、差別と本人が言ったものだけを取ってくるのか、基準は難しいと思う。アンテナを高く持っていたきたい。

(吉田委員) 資料6を見ると、平成31年度の都内相談件数が270件、資料3を見ると、大田区だけで30件となっている。大田区は都内でも多い相談件数である。相談の体制がうまくできていると感じた。

もう一つ、自分も物件を探しているとき、精神障がいということで審査に通らなかったことがあった。以前その物件に住んでいた人が精神障がいで、ごみ屋敷の状態で夜逃げをしてしまったことが理由ということだった。不動産屋に、それは差別ではないかと聞くと、これは区別だと言われた。本当に区別なのか、疑問を感じている。

(福祉部長) 区全体の取組として、居住支援協議会を立ち上げ、障がいのある方や高齢者が、いかに住まいの場を確保していくか、住まいの状況を良くしていくか、という話し合いを、不動産関係や福祉分野、専門の方々も含めて、区のまちづくり推進部と一緒に進めている。個別案件については、一つ一つ丁寧

たいおう
に対応していかなければならない。

しょうがいふくし すいしんたんとうかちょう く ふどうさんや ちょうしゅ おこな
(障害福祉サービス推進担当課長) 区から不動産屋へ聴取を行うこともある

どうよう あんけん そうだん
ので、同様の案件があれば相談してほしい。

いしわたかいちょう ふ どうさんぎょうしゃ こうつうかんけい じぎょうしゃとう きょうぎかい
(石渡会長) 不動産業者や、交通関係の事業者等がこの協議会のメンバーに

なっていないので、じゅうきよ かいぎ じぎょうしゃ あつ きょうぎかい で
住居の会議や事業者の集まりなどで、この協議会に出て

きた いけん つた
きた意見をお伝えいただきたい。

ながわいいん いっぺい きじゆん たいきよ もと かのう ばあい
(名川委員) 一定の基準によって退去を求めることが可能とする場合もあるか

おも
と思う。どのようなぜんていがあればたいきよ つた
退去を伝えることができるのか。

そ が いいん きよじゅう じょうたい ゆうこう けいやく むす す じょうたい
(曾我委員) 居住をしている状態、有効に契約を結んで住んでいる状態であ

れば、やぬし せいとう りゆう たいきよ もと どうぜん しょう
家主は正当な理由がなければ退去を求めることができない。当然、障が

いがあるということだけでは、せいとう りゆう みと けいやく
その正当な理由が認められることはない。契約に

いはん こうい いな ぐたいてき きんりん じゅうみん たい めいわく ししょう
違反する行為があったか否か、具体的には、近隣の住民に対して迷惑や、支障

をおよ こうい ぜせい もと かいぜん
を及ぼすような行為があったか、それが是正を求めても改善されないのか、そ

ういったやり取りの繰返しをかねてもなおかいぜん
ういったやり取りの繰返しを重ねてもなお改善されないというときに限って、

はじ たいきよ もと ほうてき けんかい
初めて退去を求められるというのが法的な見解である。

あんい けいやく かいじょ たいきよ もと
安易に契約を解除して、退去を求めることができるものではないということは、

りかい ひろ おも
ぜひ理解が広まるように思っている。

いしわたかいちょう さべつ くべつ う とほんにん きも そんちよう
(石渡会長) 差別か区別かというのは、受け止めた本人の気持ちを尊重すべき

とおも がっこう う ほんにん きも そ なが
と思う。学校のいじめでも、いじめを受けた本人の気持ちに沿ってという流れ

になってきている。さべつ かんが かつ
差別についてもそういう考え方があっていい。

(2) 東京都での相談受付状況について（令和2年度上半期）

障害福祉サービス推進担当課長が資料4から資料6に基づき説明

(宮澤委員) 資料5の1番のA、身体上の問題で退学を示唆されたという問題

について。いろいろな建設的対話をしたと思われるが、最終的には無事進学できようになったと書かれている。当事者と学校側の建設的な話し合いで問題を掘り出して解決に至ることは、非常にいいことだと思う。難しい問題ほど当事者の自由な意見が出ることが一番いいと思う。

資料5の3ページ、聴導犬と飲食店へ行ったところ入店を拒否されたという内容。おそらく事業者は、犬が食品の場に入ってくると自体が駄目だという先入観を持っているため、どんなお店に行っても、また同じようなことを言われてしまう。障害者差別解消法があるということを事業者組合等が研修などで知ってもらわなければならない。そういう犬、車椅子、あるいはガイドヘルパーが同伴しているだけで障がい者は入店を断られる。事業者はつらいところだが当事者はもっとつらい。これが問題点として浮き彫りになっていくことが、障がい差別解消につながると思う。

(3) 障害者差別解消法理解啓発パンフレット

「あなたに身近な障害者差別解消法（わかりやすい版）」の改訂について

障害福祉サービス推進担当課長が資料7に基づき説明

しょうがいふくし すいしんたんとう かちょう だい かいぎょう ぎ かい いけん はんえい
(障害福祉サービス推進担当課長) 第1回協議会での意見をできるだけ反映

かたち こんかいあらた しめ こうせい こうせい
させた形で、今回改めてお示しする。4ページ構成から8ページ構成となつた。

おも へんこうてん せつめい ひょうし しょうがいしゃ さべつかいしょうほう かい
主な変更点を説明する。表紙の「障害者差別解消法ってなに？」という解説に「障がいのある人への差別をなくすことで、」を追加。また、表紙一番上の「ともに生きる大田区をめざして」を「ともに生きる社会をめざして」に修正。

め こんなん かん かた れいじ きょうざい かつよう
2、3ページ目。困難を感じている方を例示、それから教材としての活用をかんがえ、チェックリストを入れた。

め ほう せつめい なか ふとう さべつてきとりあつか れい と あ
4ページ目。法の説明の中で不当な差別的取扱いの例を取り上げてはどうかというご意見を踏まえ、そのイラスト例を追加。

め ごうりてきはいろよ ほう とじょうれい さ せつめい こ
5ページ目。合理的配慮について、法と都条例の差を説明すると、子どもには却って分かりづらくなるため、説明は割愛し、対話の重要性に重点を置いた記載とした。

め ひだりした みせ み たしど こ
6、7ページ目。左下にあった、お店を見つけて立ち止まっている子どもの事例では分かりにくいという意見が多数あったため、発達、精神障がいの方を意識した事例に変更。

め あいて なに たず しょう じぶん
8ページ目。相手に何をしてほしいのか尋ねること、障がいについて自分でしらべてみるのが重要、という内容を盛り込んだ。

れいわ ねん がつ しょうがっこう はいふ よてい
パンフレットは令和3年4月に小学校への配付を予定している。

よしだい いん おんせい し かくしょう かた はいりよ
(吉田委員) 音声コードがついていて、視覚障がいの方へも配慮がされている。

すなおか いいん (砂岡委員) しょうがっこう なら かんじ ねんせい なら こんなん 小学校で習わない漢字がある。6年生にならないと習わない「困難」

など、言い換えができるのであれば、やさしい文字にした方がいい。せんせい おし 先生が教えるときのかいせつ マニュアルがないと、このままくぼ配るだけでは、りかい すす理解が進まないのではないか。

しょうがいふくし すいしんたんとう かちょう (障害福祉サービス推進担当課長) はいふ たいしょう しょうがく ねんせい ねんせい 配布対象は、小学4年生から6年生まで

と かんが かんが かくねん ひょうげん かんじ よ と 考えている。学年によって表現や、漢字が読み取れるもの、そうでないものがあるというのはごしてき指摘のとおりである。さいご ぜんめん 最後に全面にルビを振る。

きょうざい つか きょういく いんかい がくしゅう し どうようりょうどう せいごうせい 教材として使えるかどうかは、教育委員会の学習指導要領等との整合性の関係でけんとうできていない。じゅぎょう つか じよげん 授業で使いやすいように助言はさせていただきたい。

みやた いいん (宮田委員) たいへん わ じゅぎょう つか イラストが大変分かりやすい。授業で使ってもらえるのであれば、マニュアルのようなものがあつたほうがいい。この内容でわからないわけではないが、しょうがいしゃ さべつかいしょうほう りかい むずか おも 障害者差別解消法について理解するには難しいと思った。

ほりえい いん (堀江委員) 2 ページ目、「知らなかったことにチェックしよう」というのが、おとな こ 人も子どもも、こういうことがわからなかったんだという理解につながる。

じゅぎょう つか し どう いちばん すべ 授業で使うなら指導マニュアルがあると一番いいが、マニュアルが全てでないというぶぶん ひつよう 部分も必要である。

かんせい いいん (閑製委員) とてもわかりやすくなっている。もんぶ かがくしょう しょうがくせい ちゅうがくせい 文部科学省が小学生、中学生、こうこうせい む ところ さくせい じどう 高校生までに向けて「心のバリアフリーノート」を作成している。そこに児童・せいと む せんせい む おし 生徒向け、先生向けに、こういうふうにおし じどう 教えたかどうか、どうやって指導したらいいか、それぞれけいさい さんこう 掲載されているので参考にさせていただきたい。

自分たちでどんどん調べていこう、分からないところを調べていこうという授業もされているので、このパンフレットの2、3ページも利用しながら、分からないところ、興味を持ったところはどんどん調べていくと良い授業になると思う。

(杉山委員) 自分は介護の仕事をしていて、実習生など来るときに、利用者さんに近い体験ということで、重りをつけての体験をよくやっている。体験してもらうことで、小学生、中学生には分かりやすいものになると思う。

(4) 国における法改正の動向について

障害福祉サービス推進担当課長が資料8に基づき説明

(石渡会長) 障害者差別解消法は、もともと禁止法にするはずだったが、弱まってしまった。国で効果がある法改正を検討しているようなので、様子を見守りたい。

(5) その他

障害福祉サービス推進担当課長が参考資料について説明

(障害福祉サービス推進担当課長) 区からの報告事項の中の「あなたに身近な障害者差別解消法(通常版)」のパンフレットについて。障害者差別解消法の改正が少し先になりそうということもあり、法改正を待たずに改訂版を作成した。

まず全体にルビを振った。それから、2ページ目と裏表紙に、「東京都障がい者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」について、事業者の合理的配慮の提供が義務化されていることと、紛争解決の仕組みについて追記した。

法改正がされた場合には、また全面的な見直しを行う。

(木嶋委員) 自分が働く場においても障がいのある患者さんがいらっしゃるの
で、パンフレットを置けるようにしたい。

(鈴木委員) コロナ禍で障がい者の皆さんは不安が相当あるかと思う。時期に合わせた何らかのメッセージを出していただければと感じている。地域も含めて
温かい目で見守っていきたい。

(障がい者総合サポートセンター所長) 行政サービスに関する相談が多いと
いうご指摘をいただいた。普及啓発を進める立場にありながら、こういったご
指摘があるのは残念だが、今後も気を引き締めて、引き続き障がい者差別解消
に取り組んでいきたい。

(長尾委員) 小学生向けの啓発パンフレット等の作成については、語りかけ、話
しかけていくことも大事だが、子ども達と一緒に何かをすることもとても大事
ではないかと思う。

5 閉会